

岩国市監査告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を執行し、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成 28 年 12 月 26 日

岩国市監査委員	氏	木	一	行
岩国市監査委員	山	本		修
岩国市監査委員	藤	本	泰	也

1 監査の対象

(1) 出資団体

岩国市土地開発公社

2 監査の実施期間

平成 28 年 10 月 27 日から同年 11 月 7 日まで

3 監査委員の交代

監査委員のうち、平成 28 年 11 月 15 日付けで、長俊明委員が、藤本泰也委員に交代した。

4 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 27 年度における団体の出納その他の事務の執行について、事前に当該団体から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係人から説明聴取などを行い、係る事務処理、事業運営が適正に行われたかなどを主眼として実施した。

5 監査の結果

平成 27 年度の出納その他の事務事業の執行処理状況については、その目的に沿って、おおむね適正に行われていると認めた。